

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

伴丸共木材有限会社

平成19年6月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I . 伴丸共木材有限会社の概要

II . 審査経過・写真

III . 審査における判定事由書

(主な確認資料)

I. 伴丸共木材有限会社の概要

1. 申請者名称 伴丸共木材有限会社 代表取締役 中西英二
(所在地) 広島市安佐南区沼田町伴 2563
2. 認定事業体 伴丸共木材有限会社
3. 事業内容・業種 製材加工・木材加工品の販売

4. 伴丸共木材有限会社の概要

伴丸共木材有限会社は、国産の高齢級ヒノキ製材を専門とする製材工場である。原木は、主に広島県、島根県、山口県の木材市場より仕入れ、原木の特質を生かして、一般建築材（化粧材として構造材・造作材・内装材・羽柄材）、建具材、特殊材、特別注文サイズ挽き製品などを製造販売している。

これまで製品市場・問屋への委託販売を主としてきたが、最近では、販売方法をエンドユーザーの顔の見える形に変化させて行こうと、直販にも力を入れている。

今回の SGEC 事業体認定への取組は、広島県太田川流域を中心に SGEC 森林認証材の普及を目指して活動する「太田川流域 SGEC ネットワーク」に加入し、桧専門製材工場としての長年にわたる全国への販売実績や熟練した製材技術・人工乾燥を含めた徹底した製品管理をもって、『緑の循環』の理念である地域社会・経済・社員に貢献したいと考えてのことである。

昨年度の実績は、製材 600 m³（原木）
製品販売 350 m³

【伴丸共木材有限会社の沿革】

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 昭和22年 | 広島県安佐郡伴村に立木伐採・製材・建築請負を生業として設立 |
| 昭和32年 | 松の桁材を関西に委託販売を開始 |
| 昭和39年 | 広島産の桧製品を関東方面委託販売を展開 |
| 昭和46年 | 第二工場を現住所に建設。
関西・九州へと委託販売を展開 |
| 昭和48年 | 杉製品の九州への委託販売を開始 |
| 昭和61年 | 桧芯去柱を主製品として九州への委託販売を開始 |
| 昭和62年 | 本社をビッグアーチ建設のための河川改修により第二工場と統合 |
| 平成8年 | 製材ラインを現製材ラインに改修 |

5. 分別・表示管理体制

「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、「S G E C 森林認証された森林から生産した認証林産物と非認証の他の林産物が受入、保管、加工、出荷の各段階で混在しないよう、分別・表示管理する管理責任者を設置し管理体制を確立するとともに、帳票類を作成・保存して認証林産物の普及・PRに努める」こととしている。

さらに、「認証林産物生産・出荷管理工程図」及び「認証林産物の分別・表示管理の体制図」を定め、加工現場での分別・表示管理の徹底と、管理体制を確立していくことを確認した。

【主な確認資料】

- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の加工・管理計画書
- ・ 認証林産物の分別・表示管理の体制図

Ⅱ. 審査経過・確認資料一覧・写真

1. 伴丸共木材有限会社の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、水野邦彦の3名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成19年5月22日／審査申込

(内 容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

6月6日／書類確認及び現地確認

(場 所)

伴丸共木材有限会社製材工場

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会	審査員	児島	裕
	専門審査員	水野	邦彦

(出席者)

伴丸共木材有限会社	代表取締役	中西	英二
	専務取締役	中西	正彦
太田川流域 SGEC 森林認証ネットワーク代表		安田	孝

(内 容)

1. 「認定審査」の一環として書類確認及び現地確認を行った。
2. 伴丸共木材有限会社において事業の概要、現行の仕入れ・保管・加工・販売における木材の流れ・管理の仕組み等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. SGEC 分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を行い、遵守意志を確認した。

【審査判定】

6月20日／審査委員会(書類審査)

「認定審査」に基づいた審査結果を審査委員に報告し、審査判定を行った。

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 克美
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」による審査内容を説明した。
2. 提出資料、各作業の現地写真及び各作業の工程管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 伴丸共木材有限会社の審査における判定事由書

S G E Cの定める「認定審査」基準事項に基づき、「伴丸共木材有限会社審査判定表」のとおり、10項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいた「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、伴丸共木材有限会社は、認定に値する事業体であるとして判定された。

基準 1 経営の健全性

1-1 / 妥当である

持続的に事業活動を行いうる事業体であること。

伴丸共木材有限会社（広島市安佐南区沼田町伴）は、昭和22年に、立木伐採・製材・建築請負を生業として設立されて以来、一貫して自社内に製材、加工、販売の仕組みを整え、国産の高齢級ヒノキ製材を専門としてきた製材工場である。

昨年度の実績は、製材原木600m³を消費し、製品を350m³出荷している。

1-2 / 妥当である

経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

「決算報告書」により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した

基準 2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である

認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。

伴丸共木材有限会社は、国産の高齢級ヒノキ製材を専門としてきた製材工場であり、原木は、主に広島県、島根県、山口県の木材市場より仕入れ、原木の特質を生かして、高級建築材（化粧材としての構造材・造作材・内装材・羽柄材）、建具材、特殊材、特別注文サイズ挽き製品などを製造販売している。

事業目的は、S G E C認定事業体としての適合条件を揃えている。

2-2 / 妥当である

認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。

今回の SGEC 事業体認定への取組は、広島県太田川流域を中心に SGEC 森林認証材の普及を目指して活動する「太田川流域 SGEC ネットワーク」に加入し、桧専門製材工場としての長年にわたる全国への販売実績や熟練した製材技術・人工乾燥を含めた徹底した製品管理をもって、『緑の循環』の理念である地域社会・経済・社員に貢献したいと考えてのことである。

2-3 / 妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

これまで製品市場・問屋への委託販売を主としてきたが、最近では、販売方法をエンドユーザーの顔の見える形に変化させて行こうと、直販にも力を入れている。

今回の認定事業体取得を契機として、「太田川流域 SGEC ネットワーク」と連携しながら、SGEC 認証材を販売戦略に組み込む計画である。

基準3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

伴丸共木材有限会社では、「認証林産物の分別・表示管理方針書」「認証林産物の加工・管理計画書」を作成しており、それに基づいて分別・表示管理に当たる計画である。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

伴丸共木材有限会社では、「認証林産物の分別・表示管理方針書」に基づいて、「SGEC 分別・表示管理の体制」を定め、原材料仕入れ・保管・加工・販売における各工程での認証林産物の量的把握と、各工程毎の分別・表示管理の徹底及び管理体制を確立していくことを確認した。

なお、土場及び工場、製品倉庫で、既存の原木・製材品が適切に管理・保管されていることを確認した。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

全社的に分別・表示管理を担当するSGEC認証林産物管理責任者及び、原木の受入・製材・製品管理の各行程毎に担当者を配置し、配置替え時などには、研修を必ず行うこととしている。また、その他の従業員に対しても認証林産物の趣旨の周知を図ることとしている。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現地確認により、元帳等は電算管理され、伝票などの帳票類は適正に管理・保管されていることを確認した。

認証林産物と非認証林産物との番号を明確に区別することとしている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

現地確認により、原料及び製品などについて定期的に棚卸を行っていることを確認した。

なお、伝票などの帳票類を保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。

(主な確認資料)

- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の加工・管理計画書
- ・ 認証林産物の分別・表示管理の体制図
（S G E C 認定事業体組織図）